

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

第40号議案

長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める  
条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名 .....	3
2 改正理由 .....	3
3 改正の内容 .....	3
4 施行期日 .....	3
5 新旧対照表 .....	3～4

こども部  
令和5年2月



## 1 改正する条例名

長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

## 2 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する特例を見直す必要があるため。

## 3 改正の内容

職員の数の算定に当たっての看護師等の特例

乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を1人に限って、保育士とみなすことができるとされていたが、乳児の在籍人数の要件が撤廃されたことに伴い、同様の措置を講ずるもの。

## 4 施行期日

令和5年4月1日

## 5 新旧対照表

改正後	改正前
附 則 (認定こども園の職員の資格に関する特例) 3 [略] 4 第5条第2項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第8項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。)をもって代えることができる。 7 <u>第5条第2項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができ</u>	附 則 4 第5条第2項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。 〔新設〕

る。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもつて代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	[略]	[略]
附則第5項	[略]	[略]
附則第6項	[略]	[略]
附則第7項	第5条第2項により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもつて代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	[略]	[略]
附則第5項	[略]	[略]
附則第6項	[略]	[略]